4 安心・安全な暮らしづくり

(2) がん検診受診率の向上に向けた取組

国への提案事項

1 がん検診の実施主体の法的明確化

○ 効果的·効率的な受診勧奨を実施するために,特定健診と同様に,検診実施者の役割や検診対象者等を含め,がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付けること。

2 データ収集の仕組みの構築

〇 職域におけるがん検診の対象者数,受診者数等のデータ把握や精度管理を可能とするため,保険者,事業主及び検診機関で統一されたデータフォーマットを使用し,必要なデータの収集等が可能な仕組みの構築を行うこと。

【提案先省庁:厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり (2) がん検診受診率の向上に向けた取組

広島県の取組



・がん検診受診率向上 キャンペーンの実施



·受診勧奨の支援 (全23市町で受診勧奨を実施。

全23市町で協会けんぽ被扶養者に 受診勧奨を実施する体制を整備)

現状

・がん検診受診率の低迷・受診 (H25国民生活基礎調査での受診率)ない。

・受診勧奨が行き届いていない。

胃	肺	大腸	子宮	乳
40.5%	42.1%	38.8%	40.2%	40.3%



勧められていな	勧められた,
い, 51.9	48.1
がん検診を勧	められていない シ旦調査)

課題

- がん検診については、健康増進法に基づき 市町が実施に努めることとされているが、実際 には健康保険組合等の多くの医療保険者が任 意に検診を実施しており、実施主体や検診対象 者の範囲等が明確でない。
- 職域におけるがん検診については、対象者 数等のデータを定期的に把握する仕組みがな いことなどから、効果的な受診勧奨・再勧奨を実 施することができず、受診率向上を阻害する大 きな要因となっている。

目標

5つのがん検診の 受診率が50%以上(R4)